

## 統新光通信株式会社

### 2025コーポレートガバナンスの実施状況

- 一、当社は、健全なコーポレートガバナンス体制を確立し、監督機能の向上および経営力の強化を図るため、「上場会社ガバナンスに関するガイドライン」に準拠した独自の「コーポレートガバナンス実務規程」を策定しております。この情報は当社の情報観測所および、当社は、株式関連部署、専任の広報担当者、委任状広報担当者、およびメールアドレスを設置し、社内手続きに従って株主からのご提案や紛争に対応いたします。異議申し立て、報告、ご提案に関する情報は、当社ウェブサイトでもご覧いただけます。
- 二、当社は、証券取引法に基づき、内部者、役員及び10%超の株式を保有する株主の株式保有状況の異動を、毎月、所轄官庁が指定する公開情報観測所のウェブサイトに報告しております。
- 三、当社は、各種リスク管理体制を構築しており、関係会社との業務および金融取引についても関連する業務手順または方法を確立し、また、子会社に対してリスク管理体制を実施するために文書化された統制システムを確立するよう指導しています。
- 四、当社では、社内関係者が未公開の市場情報を利用して有価証券を売買することを禁止するため、「インサイダー取引防止規程」および「倫理行動規範」を制定しております。
- 五、当社は、2020年11月に「取締役会業績評価方法」を制定し、当該方法及び評価基準に従い、毎年業績評価を実施いたします。
- 六、当社では、公認会計士の独立性および能力について毎年評価を実施し、その結果を取締役に提出して承認を得ております。

#### コーポレート・ガバナンス体制

当社は、法令及び定款の規定を遵守し、ステークホルダーの権利利益の尊重・保護、取締役会の機能強化、監査委員会の機能の活用、情報の透明性の向上等のガバナンス原則に基づき、コーポレートガバナンス体制を構築し、持続可能な事業運営のビジョンの実現に努めております。



#### 取締役会

当社のコーポレートガバナンスの最高機関は取締役会です。取締役会は、法令、定款、または株主総会の決議に基づき、コーポレートガバナンス体制の諸業務および諸取り決めに関する権限を行使します。

取締役会は、当社の事業展開規模、主要株主の株式保有状況、取締役会構成員の多様性等を考慮して選定されます。

取締役の選任にあたっては、公正性、公平性、透明性を原則として「取締役選任手続き」を策定し、これに従って取締役の指名・選任手続きを実施します。

当社の取締役会の全メンバーは、職務を遂行するために必要な知識、スキルおよび資質を有しています。

当社には、財務、経営、または業界における専門知識を有する3名の独立取締役がいます。各取締役の学歴と経験は、当社の事業運営に大きな利益をもたらしています。

当社は、現職の取締役、管理職及び従業員に対し、少なくとも年1回、「インサイダー取引防止管理措置」及び関連法令等に関する研修・セミナーを実施するほか、新任の取締役、管理職及び従業員に対しても、適宜研修・セミナーを実施しております。

当社は、コーポレートガバナンスの実践と取締役会の機能強化、および取締役会の運営の効率性向上のための業績目標の設定を目的として、「取締役会業績評価方法」を制定しています。この方法および評価基準に基づき、毎年業績評価を実施し、その結果を取締役に報告しています。

2023年2月に取締役会において外部業績評価を実施し、その実施状況と評価結果を年次報告書にて開示しました。

ビザ会計士の独立性評価プロセスは定期的に評価され、ビザ会計士の独立性宣言が取得され、承認のために取締役会に提出されます。

「取締役会規則」に基づき、取締役会は四半期ごとに1回開催され、経営実績を検討し、重要な戦略課題について議論します。

2025年度は取締役会を計6回開催し、平均出席率は75%でした。